

障害福祉計画・障害児福祉計画について

1 障害者計画との違い

(1) 根拠法令

障害者計画は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき市町村に策定することが義務付けられています。

【障害者基本法第 11 条第 3 項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

他方、障害福祉計画は障害者自立支援法の規定により、各自治体に策定が義務付けられ、同法が廃止された後は、その後継である障害者総合支援法によって同様の規定がされているところです。

【障害者総合支援法第 88 条第 1 項】

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 対象項目

障害者計画が障害者のための施策に関する基本的な理念や方針に係る計画であるのに対し、障害福祉計画は障害者計画で策定した理念や方針に沿うように、その具体的な体制の確保や数量などに関する内容を計画します。第 3 期小金井市保健福祉総合計画で策定された障害者計画は令和 11 年度までを計画期間としているため、今回策定する障害福祉計画もその計画の範囲内でその具体的な内容を計画として策定するものです。地域の現状や社会状況によって微調整は必要ですが、策定済みの障害者計画を変更したり、大きく逸脱するような計画は立てられません。

【障害者総合支援法第 88 条第 2 項】

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

2 障害福祉計画・障害児福祉計画を規定する法令等について

(1) 基本指針

主務大臣は市町村が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するにあたり、①基本的事項、②目標に関する事項、③作成に関する事項、④円滑な実施を確保するために必要な事項を定めることとされています。

これらの事項を規定しているのが「福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第395号）」です。

この指針の中で活動指標として設けるべき項目、目標値の積算方法等が示されています。

(2) 令和8年度指針の改正事項（4月28日開催担当者向け説明会資料抜粋）

- ① 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方（指針に新項目を追加）
- ② 心のサポーター数（成果目標）
- ③ K6により住民の心の状態を把握（成果目標）
- ④ 心のサポーター養成研修実施回数（活動指標）
- ⑤ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数（活動指標）
- ⑥ 精神障害者の短期入所の利用者数（活動指標）

※「成果目標」：計画期間の終了する令和11年度末の達成目標

(3) 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項（指針抜粋）

- ① 提供体制の確保にかかる目標（必須策定）
- ② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（必須策定）
- ③ 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項（必須策定）
- ④ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項（努力策定）
- ⑤ 関係機関との連携に関する事項（努力策定）
- ⑥ 理念、期間、点検・評価（望ましい）